協　議　項　目	地域審議会の取扱い	協　議　細　目	

1　地域審議会とは

合併をすると、行政区域の拡大から住民の意見が施策に反映されにくくなるという懸念があります。このことに対応して、合併市町村（新市）の施策がよりきめ細やかに住民の意見を反映していくために、平成11年の合併特例法の改正により地域審議会制度が設けられました。

本来であれば、地域審議会は地方自治法第138条の4第3項の付属機関であり、合併市町村（新市）が条例で設置しなければなりません。しかし、地域審議会設置の趣旨は合併前の懸念を払拭することにあり、合併前に設置の協議がなされる必要があります。そのために、条例ではなく合併関係市町村の協議（合併協議会）によって合併前に設置を協議することとされています。

2　地域審議会の設置

地域審議会は、合併関係市町村の協議（合併協議会）により、合併関係市町村（旧町）の区域を単位として必要な区域に設置し、合併市町村（新市）が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村（新市）の長の諮問に応じ審議し又は必要と認める事項につき合併市町村（新市）の長に意見を述べることができます。

したがって、二つの区域（旧町）を併せて一つの地域審議会を設置することや区域（旧町）を分割して複数の設置はできません。また、地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免等の組織や運営に関しても、合併関係市町村の協議（合併協議会）によって定めることとなります。ただし、協議事項については、合併関係市町村（旧町）の議会の議決が必要となります。

地域審議会は、必ず設置しなければならないものではなく、それぞれの合併関係市町村（旧町）の実情に応じて判断することになります。また、地域審議会を設置することとなった場合でも、合併関係市町村（旧町）のすべての区域に設置しなければならないというものではありません。

3　地域審議会の役割

地域審議会の具体的な役割等については、次のようなことが考えられます。

(1)合併市町村（新市）の長の諮問に対する審議
- ①市町村建設計画の変更
- ②市町村建設計画の執行状況(定期的なもの)
- ③当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用
- ④基本構想・各種計画の策定・変更
- ⑤当該地域においてのみ行われる事務・事業
- ⑥当該地域に特別な利害関係のある事務・事業

(2) 合併市町村（新市）の長に必要と認める事項につき意見を述べる
- ①市町村建設計画の執行状況(随時的なもの)
- ②公共施設の配置・管理運営.
- ③福祉・廃棄物処理・消防等の施策の実施状況
- ④当該地域においてのみ行われる事務・事業
- ⑤当該地域に特別な利害関係のある事務・事業

協　議　項　目	地域審議会の取扱い	協　議　細　目	

地域審議会　関係法令

○地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第１３８条の４
（第１項、第２項　省略）
３　普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

○市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）

(市町村建設計画の作成及び変更)
第五条
（第１項から第８項　省略）
９　第七項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第五条の四第一項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。
（第１０項　省略）

(地域審議会)
第五条の四　合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。
２　地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
３　前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
４　合併市町村は、第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。